

(2020.7.31制定・施行)  
(2020.8.19一部改訂)  
(2020.10.14一部改訂)  
(2020.11.28一部改訂)  
(2020.12.12一部改訂)  
(2021.06.21一部改訂)

## 広島大学体育会剣道部活動ガイドライン

### はじめに

一般財団法人全日本剣道連盟は令和2年6月10日付で「対人稽古自粛のお願い」を解除するとともに「稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を制定した。これに基づいて、広島大学体育会剣道部の活動実施に向けた独自のガイドラインを作成する。また今後、広島県、東広島市における感染状況や全日本剣道連盟、広島県剣道連盟の通達があれば、逐次見直す。

### ガイドライン

#### 1. 部活動再開について

- ・課外活動計画書を大学に提出し、申請が認められたため、本ガイドラインを作成し、これに基づいて活動を行うこととした。なお、今後、大学や体育会から通達があればこれに従う。
- ・状況を鑑みて幹部で会議を開き、随時ガイドラインの緩和、解除、追加を行う。また、会議内容を監督・部長と相談決定し、部員・剣道部関係者に報告する。

#### 2. 稽古計画の策定について

- ・感染拡大防止の観点や一定期間の自粛生活及び稽古未実施期間があったため、その点を考慮した稽古内容を検討した上で、計画策定を行う。
- ・文部科学省の「学校の新しい生活様式」についても考慮し、稽古計画に反映させる。
- ・稽古時間、稽古場所については、大学から認められた範囲内で行うことを順守する。

#### 3. 稽古参加にあたって

- ・稽古参加者は当面の間、原則、学内者のみに限る。  
ただし、学外指導者招集許可願により、大学に認められた学外者については、指定の曜日での参加を認める。
- ・参加者には以下のことを義務付ける。
  - 体調管理シートの記入
    - ※各個人のスマートフォンを用いた体調チェックサービスを利用
  - 厚生労働省公式「新型コロナウイルス接触確認アプリ」の使用
  - 体育館入館時の手洗い、うがい、アルコールによる手指の除菌
  - 剣道具、竹刀の除菌
  - 体育館(床、太鼓、部室)の清掃、除菌
  - 換気の徹底
  - 道着・袴は稽古の都度持ち帰る
  - 剣道具の貸し借りは行わない
  - 自宅と稽古場所の往復の際はマスクの着用に努める

- ・当面の間、原則、大学の認める公式戦以外の対外試合や遠征を行わない。
- ・大会や各イベントに参加する場合は、主催者側の感染症対策が徹底されていることを確認し、それに則った活動をする。
- ・以下の条件に該当する場合は稽古参加禁止とする。
  - 体調不良を感じる場合（発熱、咳、咽頭痛などの症状がある）
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合
  - 厚生労働省公式「新型コロナウイルス接触確認アプリ」で、過去14日以内に陽性者との接触が確認された者

#### 4. 大学に認められた学外指導者について

- ・原則として、大学の「感染警戒レベル1.0以下」を学外指導者招待の基準とする。
- ・毎週火曜日に名誉師範、主席師範、師範の3名のうち1名ずつ稽古に参加する。
- ・上記3名の指導者に加え、帯同者1名が同行し、記録のためビデオ撮影を行う。
- ・上記の参加者は剣道具を着用した対面稽古は行わず、学生の稽古を視察し、口頭指導のみとする。
- ・学内ではマスクを着用し、「新しい生活様式」による感染防止行動を徹底する。
- ・稽古終了後、共有物である足ふき雑巾は使用せず、必要な際は各自で準備いただき対応する。
- ・来校前に検温及び記録を行い、発熱等の体調不良がみられない場合のみ参加可とする。
- ・先生、先輩方へのお茶出しはせず、水分を持参していただく。
- ・来訪者は来訪者名簿に氏名、体温、体調を記入する。

#### 5. 稽古中における感染予防具について

- ・面マスクを各自用意し、活動中は常時着用する。  
参考：令和3年6月15日付け全日本剣道連盟「対人稽古に関するガイドライン」
- ・面をつけての稽古において、面マスクとフェイスシールドを着用する。

#### 6. コロナウイルス感染者が出た場合

- ・稽古参加者や体育館施設内で感染者が出た場合、即刻稽古は中止とする。
- ・部内で感染者や感染が疑われる者が出た場合には、速やかに指導教員、指導者、顧問に連絡し、副学長（学生支援担当）・学生生活支援グループGLへ報告する。
- ・感染者や感染が疑われる者に対し、プライバシーを保護するとともに誹謗中傷がないよう指導する。

#### 7. その他

- ・アルコール、除菌スプレーを稽古開始前後に必ず使用する。
- ・道場内の清掃はモップを使用し、清掃用具の共有を最低限にするよう努める。
- ・原則、課外活動の実施可否や方法については、上述のとおりとするが、大学から別途通達があった場合には、それに準ずる。

以上